

# 八代市地域防災計画

## 【資料編 用語集】



## 目 次

あ行.....	1
か行.....	1
さ行.....	2
た行.....	5
な行.....	7
は行.....	7
ま行.....	9
や行.....	9
ら行.....	10



# 八代市地域防災計画 用語集

## あ行

アルファ化米	炊飯または蒸煮（じょうしゃ）などの加水加熱によって米の澱粉をアルファ化（糊化）させたのち、乾燥処理によってその糊化の状態を固定させた乾燥米飯のこと。 アルファ化米は、熱湯や水を注入することで飯へ復元し、食べられる状態となる。 災害時の食料に適している。 <p style="text-align: right;">* 予防-54</p>
溢水（いっすい）	川などの水が堤防を越えてあふれ出ること。 <p style="text-align: right;">* 予防-84 他</p>
液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする現象。P L 値（液状化しやすさ）で表示する。 <p style="text-align: right;">* 総則-28 他</p>
液状化危険度分布図	地質・地盤状況により、液状化しやすい地域を地図上に示したもの。 <p style="text-align: right;">* 総則-26</p>

## か行

海拔	東京湾の平均海面を 0m の基準面とする標高に対して、近隣の海面から計測した土地の高さのこと。 <p style="text-align: right;">* 総則-17 他</p>
借上型仮設住宅	既存の民間賃貸住宅等を借り上げて応急仮設住宅として取り扱うこと。 <p style="text-align: right;">* 応急-179 他</p>
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。 <p style="text-align: right;">* 総則-29 他</p>
緊急交通路	県及び市が指定する、災害時に応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施する車両の通行を優先許可する道路のこと。 <p style="text-align: right;">* 応急-235 他</p>
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。 緊急地震速報は、平成 30 年 3 月 22 日より、従来の手法と PLUM 法の両手法での予想震度を比較（両手法をハイブリッド）して、大きい方の予想を基に発表されることとなった。この PLUM 法は、巨大地震が発生した際でも精度良く震度が求められる新しい予想手法であり、震源や規模の推定は行わず、地震計で観測された揺れの強さから直接震度が予測される。 <p style="text-align: right;">* 予防-88 他</p>

緊急消防援助隊	被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害救助活動を行う日本における全国的な消防部隊のこと。 * 予防-78 他
緊急速報メール	緊急地震速報に加えて国や自治体が発信する「災害・避難情報」や「特別警報」などを携帯電話・スマートフォンへ発信するサービスのこと。 * 予防-95 他
緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限される。公安委員会で確認を受けた緊急車両（警察、消防、自衛隊等の車両）及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両のことであり、優先して通行することができる。 * 予防-114 他
熊本県防災情報通信ネットワークシステム	気象・地震や災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供するポータルサイトのこと。 * 応急-202
激甚災害（激甚災害制度）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。 * 応急-163 他
検案（けんあん）	監察医（医師）が死亡原因を調べること。 * 応急-286 他
減災	阪神・淡路大震災後から生まれた概念。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災は被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする考え方のこと。 * 予防-36
公園等	公園・緑地・遊園・緑道を指す。 * 予防-48 他
洪水浸水想定区域図	河川管理者（国土交通省・県）が作成した河川はん濫時に想定される浸水規模（浸水深、浸水範囲）を示した地図。 * 総則-21
洪水予報河川	水防法の規定により、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。 * 応急-256
コミュニティエリア	居住地域を同じくし、歴史・風土・生活習慣・産業などで結びつきをもつ地域のことであり、一般には、小学校区や自治会区などを総称する言葉のこと。 * 予防-54

## さ行

災害拠点病院	後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。 * 予防-119 他
災害時優先電話	災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供している発信優先サービスのこと。公衆電話はこれにあたるので、日頃の確認が有効。 * 予防-52 他

災害時要援護者	災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 18 年 3 月）において、「災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる」としている。 * 予防-130
災害情報共有システム（Lアラート）	災害時の避難情報やライフライン状況等、公的な情報がテレビ局、新聞社、ラジオ局等のメディアを通じて一斉に正しく迅速に住民に提供されるシステム。 * 予防-95 他
災害対策基本法	昭和 34 年の伊勢湾台風の影響を契機に昭和 36 年に制定。災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された、災害対策関係法律の一般法。この法により、国は「防災基本計画」、全ての都道府県及び市町村は「地域防災計画」の作成を義務付けられた。 * 総則-1 他
災害対策本部	市内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のこと。 市災害対策本部設置後は、被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を実施する。 * 総則-6 他
災害派遣医療チーム（DMAT）	災害派遣医療チームとは、専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員（救急救命士・薬剤師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・放射線技師・社会福祉士・コメディカル・医療事務員等）で構成され、災害急性期（発災後 48 時間以内）に活動できる機動的な医療チームのこと。 地域の救急医療体制だけでは対応出来ない大規模災害や事故などの現場に急行し、応急処置・救命措置・トリアージ等現場での災害時医療をはじめ、被災地以外の病院への広域医療搬送・被災地の医療支援等の活動を行う。 Disaster Medical Assistance Team の頭字語をとって、「DMAT」（ディーマット）と呼ばれる。 * 予防-122 他
災害用伝言板（WEB171） 災害用伝言ダイヤル（171）	携帯電話・スマートフォンやインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板のこと。 伝言板体験デーが毎月 1 日と 15 日、正月 3 が日、防災週間（8/30-9/5）防災とボランティア週間（1/15-1/21）にあるので、試してください。 * 予防-67 他
在宅被災者 （避難所以外の被災者）	避難所ではなく、自宅や車中泊等で避難生活をする人のこと。 * 応急-269 他
サプライチェーン	原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。 * 予防-74 他
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のこと。 * 総則-2 他

自助、共助、公助	<p>自助：自分で自分を助けること。</p> <p>共助：家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。</p> <p>公助：行政による救助・支援のこと。</p> <p style="text-align: right;">*総則-3 他</p>
指定緊急避難場所	<p>災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために至急避難し、一時的に過ごす場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。</p> <p style="text-align: right;">*予防-56 他</p>
指定避難所	<p>災害対策基本法の規定により、地震や風水害等により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。</p> <p style="text-align: right;">*予防-56 他</p>
障害物の除去	<p>災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物を除去、簡易な応急復旧作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。</p> <p style="text-align: right;">*応急-170 他</p>
震度	<p>ある地点における地震の揺れの程度を表した数値のこと。日本では気象庁がその基準を定め、震度を発表している。</p> <p>震度は、0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7の10段階に分かれている。</p> <p>※マグニチュードが地震の規模を表す数値であるのに対して、震度は地表での揺れの程度を表す数値。そのためマグニチュードは一つの地震に対して一つしかないが、震度は場所が異なると違った数値となる。以前は人間が体感で震度を決定していたが、現在では計測震度計を使って決定されている。</p> <p style="text-align: right;">*総則-18 他</p>
水位周知河川	<p>水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。</p> <p style="text-align: right;">*応急-256</p>
水防活動	<p>洪水等により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のこと。</p> <p style="text-align: right;">*応急-191 他</p>
水防警報	<p>水防法の規定により、国土交通大臣または知事がそれぞれ指定した河川又は海岸について洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</p> <p style="text-align: right;">*応急-226 他</p>



図上訓練	<p>防災訓練のうち、現場での実働訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式（経験したことの無い災害をイメージして地域の課題を発見する。）等により行う訓練をいう。</p> <p>訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができる。</p> <p style="text-align: right;">* 予防-71 他</p>
全国瞬時警報システム（J-アラート）	<p>弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。</p> <p style="text-align: right;">* 予防-95 他</p>
総合防災情報システム	<p>災害対応に必要な被害情報や気象等の観測情報、被害映像などを迅速に収集・処理し、地図情報等との統合を行い正確な情報を得ることにより、的確な応急対策を実施できるようにするシステムのこと。</p> <p style="text-align: right;">* 予防-113</p>
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	<p>参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。</p> <p style="text-align: right;">* 予防-72 他</p>

## た行

タイムライン	<p>災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画。地域での防災行動の迅速化と対応能力の向上で被害の最小化を図ることができる。</p> <p style="text-align: right;">* 総則-5 他</p>
断層（断層帯）	<p>地層や岩石の中の割れ目に沿って両側の岩盤が上下あるいは左右にずれている所のことを断層という。</p> <p style="text-align: right;">* 総則-8 他</p>
地域防災拠点	<p>各地域における災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、地域の実情に応じて定める施設や場所のことで、支所や出張所、消防分署、防災公園、備蓄倉庫、避難場所、避難タワーなどの総称として用いられる。</p> <p style="text-align: right;">* 予防-105</p>
地区防災計画	<p>平素からの防災への取り組みの強化のひとつとして、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画を提案できるとした。この計画は「地域防災計画」に定めることができる。</p> <p style="text-align: right;">* 予防-36</p>
津波高	<p>津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さ（極値）の差のこと。</p> <p style="text-align: right;">* 総則-24 他</p>

道路啓開	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。 *総則-23 他
ドクターヘリ	救急医療用機器を装備し、医師と看護師が同乗して救急現場等に向かい、救命医療を行いながら三次救急医療機関等に患者を搬送する専用ヘリコプターのこと。 *予防-116 他
特別警報	気象庁が発表する情報であり、大雨、地震、津波、高潮など、これら警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるもの。 特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や、伊勢湾台風の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成 23 年台風第 12 号」の豪雨等が該当する。 特別警報が出た場合は、居住地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため、周囲の状況や市から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要がある。 *応急-153 他
都市公園	都市公園法により定められた公園。都市計画区域内の公園・緑地または国により都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する公園・緑地のこと。 *予防-47
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。 *予防-73 他
土砂災害警戒情報	都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。 大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して発表する。 *予防-73 他
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。 *予防-102 他
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。 また、「情報のトリアージ」等、選別という意味で使用することもある。 *予防-71 他

## な行

南海トラフを震源とする（した）地震	<p>南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数c m割合で沈み込んでいる場所であり、この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。</p> <p>過去 1400 年間を見ると、南海トラフでは約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。</p> <p>昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。</p> <p style="text-align: right;">*総則-18 他</p>
軟弱な地盤	<p>やわらかい粘土あるいは締まっていない砂などから成る地盤の総称。その性質上、土木・建築構造物の支持層には適さない地盤である。</p> <p style="text-align: right;">*応急-224</p>

## は行

防災マップ	<p>自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。</p> <p>予測される災害の範囲および被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。</p> <p style="text-align: right;">*総則-20 他</p>
被災建築物応急危険度判定士	<p>大規模な地震時に、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う者のこと。その判定結果は、建築物の見やすい場所に調査済（緑）、要注意（黄）、危険（赤）で表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。</p> <p>これは、り災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するもの。</p> <p style="text-align: right;">*応急-335</p>
被災傷病者	<p>災害で被災した負傷者、病人を指す。</p> <p style="text-align: right;">*総則-14 他</p>
被災宅地危険度判定士	<p>大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として実施する者のこと。</p> <p>その判定結果は調査済宅地（青）、要注意宅地（黄）、危険宅地（赤）で被災建築物応急危険度判定と同様に表示、周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">*応急-336</p>

BCP（ビーシーピー）	BCPは、「Business Continuity Plan」の略であり、被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、速やかに重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。民間事業者の場合は「事業継続計画」、公共機関等の場合は「業務継続計画」と呼ばれる。優先業務の決定、必要な資機材及び人員の準備、確保が必須となる。 *予防-34 他
避難行動要支援者	災害対策基本法の規定により、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。 *予防-67他
避難指示	災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所に緊急に避難する。指定緊急避難場所へ避難することがかえって危険な状況下では、状況に応じて「近隣の安全な場所」へ緊急に避難すること。 *総則-6 他
高齢者等避難	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。（高齢者等避難の段階から指定緊急避難場所が開設され始める。）特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。従来は、「避難準備・高齢者等避難」という用語を使用していた。 *総則-6 他
避難路	一時避難地や、広域避難地、避難所へ避難する際に利用するのに適した道路のこと。 *予防-38 他
標高	国土地理院により、東京湾の平均海面を0mの基準面とし、その基準面から計測される土地の高さのこと。 *予防-85
福祉避難所	内閣府令で定める基準は、次のとおり、規定している。 ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 *予防-128 他
防災会議	災害対策基本法第16条により、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するための組織のこと。 *総則-1 他

防災拠点	<p>災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、自治体の実情に応じて定める施設や場所のことで、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等と幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設（庁舎、消防署、防災センターなど）や応急復旧活動の拠点（拠点病院、指定避難所など）の意味で用いられる。</p> <p style="text-align: right;">*総則-2 他</p>
放射性物質	<p>放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」という。放射性物質の種類によって、放出する放射線の種類が異なる。放射性物質にはヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムなどがあり、放射線にはβ（ベータ）線、γ（ガンマ）線、α（アルファ）線などがある。</p> <p style="text-align: right;">*予防-107 他</p>

## ま行

マイコンメーター	<p>ガスメーターに、マイコン制御器を組み込んだ、遮断装置付きガスメーターのこと。</p> <p>マイコンメーターはガスの流れや圧力等に異常が発生した場合や震度5以上の地震が発生した時、内蔵されたコンピューターが危険と判断し、ガスを止めたり、警告を表示する。</p> <p style="text-align: right;">*予防-52</p>
マグニチュード (M)	<p>地震の規模（エネルギーの大きさ）を表す数値で、数字が大きいほど地震の規模も大きくなる。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおおよそ32倍になる。</p> <p>※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0</p> <p style="text-align: right;">*予防-71 他</p>
民生委員	<p>厚生労働大臣の委託を受け、それぞれの地域において、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者をいう。法律で守秘義務が課せられ、政治的中立が定められており、身分的には特別職の地方公務員である。</p> <p>一方で、法律上給与の支給はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアでもある。</p> <p style="text-align: right;">*予防-38 他</p>

## や行

要配慮者	<p>平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。外国人、傷病者、妊産婦、動物同伴者も含まれる。</p> <p style="text-align: right;">*総則-1 他</p>
要配慮者利用施設	<p>要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が利用する施設</p> <p style="text-align: right;">*予防-41 他</p>

## ら行

---

ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能の総称 *総則-1 他
罹災証明書	災害に遭い、家屋の損壊などの被害を受けた場合に、り災の事実及び損壊の程度などを証明するものとして交付される書類。 損壊の程度によって、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4段階でり災程度が診断される。 *総則-23 他
臨時ヘリポート	大規模災害発生時に、ヘリコプターによる輸送活動等の効果を効率的に発揮するために、ヘリコプターが離発着可能な場所として事前に指定されたもの。 *予防-68 他